

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣・埋蔵文化財部会（第36回）

議事録

日 時 令和2年7月2日（木）10:00～12:30
場 所 名古屋市公館 レセプションホール

出席者 構成員

北垣 聡一郎	石川県金沢城調査研究所名誉所長	座長
赤羽 一郎	前名古屋市文化財調査委員会委員長・ 元愛知淑徳大学非常勤講師	副座長
千田 嘉博	奈良大学教授	
宮武 正登	佐賀大学教授	
西形 達明	関西大学名誉教授	
梶原 義実	名古屋大学大学院准教授	

オブザーバー

山内技師 愛知県県民文化局文化部芸術課文化財室

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所
教育委員会生涯学習部文化財保護室

株式会社竹中工務店
株式会社安井建築設計事務所

議 題 (1) 本丸搦手馬出周辺石垣の修復について
(2) 本丸内堀発掘調査について
(3) 大天守台北面石垣レーダー探察について
(4) 二之丸地区の発掘調査について

報 告 (1) 二之丸庭園の発掘調査について

配布資料 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 石垣・埋蔵文化財部会
(第36回) 資料

事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 構成員、オブザーバー、事務局の紹介</p> <p>4 今回の会議内容について</p> <p>資料の確認をします。会議次第がA4で1枚。出席者名簿、座席表、会議資料が1から5までです。詳細については、資料1はA4が1枚で、A3が12枚です。資料2については、A4が2枚、A3が1枚です。資料3については、A4が2枚です。資料4については、A4が3枚、A3が1枚です。資料5については、A3が1枚です。構成員の皆様には、参考資料として資料1のバックデータをあわせて配布しています。</p> <p>議事に入る前に、前回ご議論いただいたき損事故の再発防止対策について、所長よりご報告します。</p>
所長	<p>き損事故の経過について、ご報告します。前回の6月18日の部会で、先生方からいただいたご意見を基に再発防止対策の案を、22日の全体整備検討会議で改めてお示し、ご了承をいただきました。その後、6月26日に文化庁へお出しし、文化財第二課長に、この再発防止対策をご提出しました。文化庁からは、名古屋市は全国が注目する大きなプロジェクトも控えているので、再発防止対策をきちんと実行して、二度と今回のような過ちを繰り返さないようにしていただきたい、というコメントをいただいています。</p> <p>今後は城内のすべての調査、整備について、文化財保護法に則り、万全を期していきます。西之丸き損地点ほか、発掘調査について現状変更許可申請をしているところです。この許可が認められれば、速やかに調査に着手し、結果をふまえて修復の方針を定め、全体整備検討会議のもとで、慎重かつ丁寧にき損地点の修復および遺構表示の見直しを含めた、西之丸地区の設計変更を進めていきたいと考えています。</p> <p>また文化庁からは、現天守解体に係る指摘事項についても、一つひとつ慎重に整理を行い、整備の準備の整ったものから地元有識者の意見を聞きながら、き損地点の修復等と並行しながら検討を進めていきたい、と考えています。全体整備検討会議との関係の中で必要な調査等について、引き続きご意見、ご助言をいただきたいと考えています。</p>
千田構成員	<p>今のことは、今日の会議次第のどこにあたっているのでしょうか。中身は非常に重要なことだと思うので。会議次第からは、まったく読み取れないですけども。</p>
所長	<p>会議次第には盛り込んでいませんが、会議に入る前に、ご報告ということで扱わせていただいています。</p>

千田構成員	文化庁から、非常に重大なことで、二度とこういうことがないように、ということで厳しい指導があったということですから。会議次第の中でしっかりご報告されたほうがいいと思います。それを位置づけたうえで、議事録に残して、ということが望ましいのではないのでしょうか。
所長	失礼しました。取り扱いについて十分配慮すべきだったと、深く反省しています。申し訳ありませんでした。
千田構成員	反省を求めているのではなくて、取り扱いの変更を求めているんですけども。
宮武構成員	4番目の報告で、改めて今の報告を出し直す。そうすれば、議事録に残りますから。二度手間になって申し訳ないですが、4の報告の二之丸庭園の発掘調査についての資料が終了したあと、文化財第二課長との話し合いの内容、概要というものを、もう一度報告していただければ、議事録に残ると思います。どうでしょうか。
所長	わかりました。報告の追加というかたちで、扱わせていただきます。
事務局	それでは議事に移ります。ここからの進行は、座長に一任いたします。北垣座長、よろしくお願いします。
	5 議事 (1) 本丸搦手馬出周辺石垣の修復について
北垣座長	では議事に移ります。まず、本丸搦手馬出周辺石垣の修復について、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	資料は、資料1になります。資料1-1が、A4で1枚。資料1-2から13までが、A3で12枚です。資料1-14から33でA4が、20枚の資料があります。 資料1-1の石垣の修復勾配について、ご説明します。石垣の修復勾配について、令和元年8月5日の部会にて、修復勾配の方針について承認をいただきました。方針については、石垣の同じ面で孕みだしが無い断面を基本として、修復断面を決定するというものでした。具体的には、東面はNo6からNo28の孕みだしが生じている部分、資料1-2が東面の縦断図になります。No38の緑色断面、該当する高さの断面を用い、勾配を決めています。北面については、資料1-3ですが、No3からNo10の孕みだしが生じている部分の修復勾配として、No1の断面が該当する高さの断面を調整して用い、No11からNo14で低い断面については、No16の断面の該当部分を修復勾配として用いることとします。修復勾配案については、先ほどの資料1-2と1-3にお示ししました。基準勾配として用いたラインは、緑色の線です。復元勾配として引いたラインが、ピンク色の線です。現状までに解体

	<p>してきた解体ラインについては、破線でお示ししています。破線の上については、解体された部分の石垣になっています。</p> <p>次に、Ⅱ石材の再利用判定について、ご説明します。前回の部会で、石材の再利用判定について経過報告をしましたところ、隅角の部分、角石について詳細に見ていく必要がある、というご指摘をいただきました。今回お出しするのは、隅角部、角脇部について、より詳しく見ていただくためにお示しします。資料1-4に前回までに確認していただいた最終判定フローを付けていますが、このフローにのっとり、石材の再利用判定を行いました。まず石材自体の損傷のみに注目して分類した結果が、資料1-5、1-6です。次に令和2年3月20日の石垣部会で受けたご指導に基づき、重大な損傷のある石材について、修復石材のあたり方や力のかかり方等を確認して、再度判定を修正し、資料1-7、1-8の図を作成しました。資料7と8で、青い丸で囲ってある石材が、判定の修正をした石材です。修正前の色になっているので、この青い丸で囲ったものを修正したものが、判定修正して色を変えたものが資料1-9、-10にお示ししています。この状態の立面図では、個々の石材の状態というか、番号が見つらいので、隅角部だけ拡大したものが資料1-11と12です。石材の再利用判定について、特に隅角部、角脇部で判定の修正を要する石材が多かったため、これらについて判定の修正状況をまとめた一覧表が、資料1-13です。資料1-14から33は、修正の根拠です。周辺の石材の状況や、解体時の石の据わり状況を確認し、判定の修正を行っています。今回の資料には、判定を修正したもののみを載せています。資料1-13について、隅角の石で、荷重のかかっている石で、再利用が難しい石について、刻印の有無を調べました。石材で刻印のある石ですが、赤色で囲ってある石について、墨書等が認められました。石材の再利用判定自体は、荷重を負担する機能に問題がある石材は、刻印がある石であっても再利用を行わない方針ですが、今後の保存方針が変わってくると考えられるため、お示ししました。これは資料につけていませんが、新たに確認しましたので、ご報告いたします。</p>
北垣座長	<p>最初に資料1と2のご説明がありました。何か、ご意見はありますか。</p> <p>資料1-3というのは、搦手馬出の北面の部分です。右の部分の勾配は、例えば檜台のほうはよしとして、南側のほうは位置を基準にして考えられているということですね。</p> <p>この勾配は見る限り、この高さはだいたい8間くらいが基準になっていると思います。8間分の一番下の1間分が、6尺に対する何尺、何寸、何分という勾配があつて、これが基準になってくると思います。それよりも、1間ずつ上がるごとに勾配が一定の逡減率で小さくなっていく。これが矩返し勾配の基準になってきます。そういう勾配が、江戸時代の江戸城や大坂城といった公儀普請に使われている伝統工法です。慶長時代以前から江戸時代をとおして使う傾斜角だけの矩勾配があるが、これは下の1間から8間あれば、8間全部同じ角度で上がっていく。それに対して、ここで見る「矩返し勾配」とは、新たな技術に採り入れられているということが、これでわかる。</p> <p>資料1-2の、38の緑の線が基準になって、矩返し勾配がずっと継続するので、よくわかります。ところが資料1-3は、最初は矩返し</p>

	<p>勾配が見られるけど、資料 1 - 3 の緑で書かれている 16 番が基準となる矩勾配です。矩勾配は天和期の修理を示しています。</p> <p>このあたりも、今後積み上げていく際に、いろいろ検討する必要があるということを、前半では思いました。</p> <p>次の資料 1 - 5 から以下について、ご意見ををお願いします。</p>
宮武構成員	<p>勾配の件について少し。前回の会議の後に、お話ししたことです。勾配の資料についても、今までより緻密に進んでいるであろうと。前回の部会でも、進行が見られるという評価をしました。資料 2 と 3 で出されている、勾配決定というところで、これまで議論してきた経過というものを、もう 1 回全体で考えていただきたいと思います。北垣座長が言われた矩返しという工法は、伝統的なルール。伝統的な技法をどうやって保っていくのかという議論で行ってきたわけです。</p> <p>ところが解体全体が終わった中で、資料の一番右側、12 番、14 番で出てくるように、最も大きな孕みの下の、もともと慶長期の石垣のものと、その上間に大きくずれがでているのがわかってきた。このずれがあるのを承知のうえで、天和期の矩返しの石垣の勾配を、その上にのせることは、安定するのかどうかという議論も行いました。伝統性の維持と、工法上の地盤工学的な安定度。結果、根石のまわりの慶長期の不安定な要素は、杵工法のようなかたちで策を講じた。その後の議論として、全体の構造物自体が、すべり石も含めてどうなのか、っていう議論は、これから細かくしなければいけない。今日は資料にでていませんが、逆石の問題がでてきた。ずれているだけではなくて、不安定要因であろうという逆石の問題をどうするか、というのがでてきた。これは事務局で共有しているかわからないですが、服部センター長から委員全員に、自分はこう思うという逆石論をいただきました。服部センター長が心配なさっているのは、前回の会議でもご発言がありましたが、不安定な要素を残したまま復元するのは危ないのではないかという。そのときは、私も百も承知だと言いましたが。わかっているんですよ。わかっているけども、これも伝統的な文化財としての位置をどうするかという。これは、歴史的な意味があるわけです。彼らも逆石にしたいくて、したわけではないです。安定性のある石材が入手できれば、できたわけです。ところが江戸の中期、慶長期の石垣の石材の再利用というのは、加工技術の限界という部分も、時代層も反映して、本来だったら使いにくい石というものがでてきた。当時の江戸時代の技術としては、それをフォローしてあまりあるくらいの伝統技術というものがあつたから。不安定だけでも、それを支えられる背景には、当時の城郭石垣の技術が集約されているわけです。しかし、今の近代工法からいったら不安定である。文化財の場合、安定性を目指す技術、伝統性を保つ技術のバランスの中で検討していかなければいけない。危ないのは承知なので、この技術を、200 年、300 年前の遺っていた技法をできるだけ保っていききたい。保っていききたいが、それでは全体の構造物としては安定性に弱さがある。このバランスは、これから議論しなければいけないと思います。</p> <p>西形先生とも少しお話したのが、例えば前で押さえることで OK か。それでも全体の構造物でいったら危ないかもしれない。では、やはり事務局で検討してきたバックに、一時的な補強材を入れるのか。そういうことをやるとすれば、それは全部やらなければいけないのか。そ</p>

	<p>れとも、何個だけですむのか。気を付けなければいけないと思って聞いていたのが、100か、0かの議論をされているんですよ。そうではなくて、できるだけ要素として古いものを遺すためには、20対80であったり、30対70であったり。安定性が、そこでどうやって担保されるかというバランスですから。この議論を、これからするんですよ。今、とりあえず矩勾配だけ、断面の問題だけでだされていましたが。急がなければいけないのは、逆石の問題、勾配はこれでいいのかという再検討、裾まわりの安定はどうか。地盤工学の専門家の、西形先生の助言。全体の構造物で、これだったら持つのか、持たないのか、という議論は全然できていませんから。そこは、急がないといけないです。</p> <p>私が失敗したなと思ったのが、事前に送ってこられた資料を見て、お願いするのを失念したのですが。前回の資料で、タイムスケジュールをだしてもらいました。何年に、何をやるという。今日は、ついていません。搦手のときには、必ずこれをつけられたほうがいいです。やれる仕事が、どの段階まで何をすませるかというスケジュールが、みんな、それがないと、お話できないので。聞きたいことは、いろいろありますが、事実確認です。</p>
北垣座長	ほかにありますか。
西形構成員	<p>宮武先生のお話を、私も少しそういうことを感じながら聞いていました。逆石の問題。以前から言われていますが、今回の資料で、逆石だと思われる石が、前回もそういう話がでたと思いますが、図面の中に明示されていない。どれが逆石と思われるのか、明確にしたいと思います。</p> <p>資料1-2、変形の状態が、異常と思われるほどの変形が起こっていますけども。これと逆石が、もし影響していればどうかという問題を、改めて検討する必要があると思います。逆石もそうですが、この図面の中にも入っていないですが、下の状況です。以前の話で記憶が薄れてしまっているところもありますけど、下の状況をいろいろな、孕みを調査されて、いろいろな状況が見られると。それも含めて資料をもう一度整理していただいて、再検討する場を設けてもらいたいと思います。</p>
北垣座長	<p>資料1、3のあたりを改めてしっかり検討していく、そのためには、たたき台というかたちで、だされると思います。</p> <p>では、次の石材の問題について、お願いします。</p>
宮武構成員	事実確認ですが、墨書って、具体的に何が書かれていますか。読めないものですか。
事務局	墨書ですよ。墨書は、ちょっと
宮武構成員	読める状態では、ない。今、写すことはできない。
事務局	できません。漢字みたいなものです。

宮武構成員	今のところ、解読できるような状態ではない。
事務局	そうですね。
宮武構成員	<p>興味深いと思うのは、比較的な話として、石材自体に丁場の情報などを彫る場合には、大天守台で見られるように刻むんです。墨書など、小倉城の場合は漆が使われていますが、実際に書くというのは、古いんですよ。もしかすると、天和の大改修をする前の、最初の慶長段階で使っていたときに書かれていた墨書。石材自体を天和の修理のときに、再利用している可能性があるのか、気になりました。</p> <p>これがダメージを受けていて、差し替えなければいけないとなると、別途取扱いを慎重に考えなければいけない。慶長期の素材だとすれば、史料として保管していく方法を考えなければいけませんから。墨書は、何が書いてあるか、次回まで検討していただくとして。</p> <p>次に、大切なことですが。説明しにくいところで、一所懸命説明されましたが。再判定を求めていった結果、一番最初の石材の取り扱いよりは、こうしたほうがいいと差し替えた資料をだしてくれたと。これは、プロである和田さんとか、石工さんにも見てもらっていますか。</p>
事務局	今まで、コロナの関係で、なかなか確認していただけてないですが、データとしてはお渡ししました。
宮武構成員	<p>特に隅角部の隅角の取り扱いなど、フローチャートのうえでの話をすれば、石材の技術の、資料1-4で見ると、修復することで使えるか、使えないか。ここの判定は、プロである石工さんの目でもって決めないといけないので。資料1-4でいくと、結論はBになるのか、Cになるのか、Dになるのかというわけで、特にCになるのか。補修することで、同じ場所でもう一回使えるのか、使えないのか。これは、プロの目で見てもらわないと。餅屋は餅屋で。コロナはわかりますけど、なかなか現地で話すことはできないにしても、最終的な判断は、絶対的に必要ですから。実際に石垣を扱う石工棟梁と、お話をして決定することを忘れないようにしてください。その過程で、実際に資料1-13にでている再利用判定が、当初は再利用ができるのであろうというB2だったものが、結果的にどうにもならないということでEに変わっているものが、ずいぶんあるように見えます。これも石工さんの目線で、こういう方向だったら大丈夫だという議論は、それも、まだこれからですか。</p>
事務局	まだです。
宮武構成員	<p>それで、また変わる可能性がありますからね。不安定要因としては、これを解消することはもちろんですが、できるだけ素材を遺せる方向。2つに割れているので、これはだめなので、新しいものに差し替えます。というのではなく、例えば後ろにダボでもってピンで固定する。あるいは樹脂等で、癒着でもって、どうにかあわせられるとか。</p>

	<p>素材的に、後ろにもっと大きな石で押さえ込むとか。テクニックで再利用ができるということになると、判定はEではなくて、Cになる。ましてや墨書や刻印というプレミアムがついてくると、まず人を考えなければいけませんから。そちらの議論は急いでください。</p>
千田構成員	<p>宮武先生からご指摘のあった、Hの23年度の001 - 1968の石垣が、墨書があるということです。この墨書の確認は、解体時ということですか。解体時に、墨書を確認したということですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
千田構成員	<p>現状としては、どうですか。</p>
事務局	<p>この墨書は、石の下の部分に書いてありました。現状はちょっと、</p>
千田構成員	<p>23年に取り外してから、平成も終わり令和になってしまったんですけど、現状として、文化財として、墨書が遺っているか、どうかっていうことが、気になったんですけど。</p>
事務局	<p>今、確認していません。</p>
千田構成員	<p>石を外して、こういう状況で保管された、ということになりますけど。石材そのものが、散逸してかまわないということは、大事なことです。こういった墨書の部分など、手がかりになるものは、今さら遅いですが、どう保存すべきか、どういう処置をもって保管するか、当然、決められたところがあったと思います。データでは確認できるけども、長い時間が経っていますので、実際、その墨書が消えてしまったということであれば、まずい事態だと思います。墨書の取り扱いについては、慎重にお願いしたいと思います。</p>
北垣座長	<p>今言われたように、いろいろやり方はあると思いますが、長すぎるわけです。全国で、こんなに長期にわたって管理しているところは、ないと思います。だから、千田先生のご心配のようなことが、起こっているのかもしれないですね。現状で、確認できるのであれば、きっちり対策を、処置を講じていく必要があると思います。ご検討してください。</p>
宮武構成員	<p>これはぜひ、急務として、総合事務所全体で行ってほしいのが、全体の打ち合わせでも少しお話しましたが、最長工事なんですよね。解体してから17年かかるというのは、あえてお聞きします。この席上で、解体の着手のときに担当してた人はいますか？いたら手を挙げてください。ゼロですよ。最初に、着工したときには、どういふかたちで完成するのかというビジョンやコンセプトがあったはずですが。それが共有できている状況なら、10何年経ってしまって、その場でいろいろなことがわかってきて、最初の方針を軌道修正しながらきています。これはもう一回スタートラインにきちんと戻って、そのときは私もまだ委員ではないからわからないですが。普通4、5</p>

	<p>年で済ませてしまうべき石垣修理を、3倍近くかけてしまっている。これから設計も行い、最初にお話しした問題点の解決もあり。ここをしていくうえではスタートとして、まずは搦手石垣自体の修理が、どういう方向で始まったのか。今何が原因で、どういうかたちになっているのか。これから設計に向けて、数量や追加のデータが必要な部分、基礎まわりを再度点検したり、という業務の中で、新しくやらないといけないのは何。すでに確定している、これは大丈夫だろうというものは何か。時系列的に、急いで整理をしてください。でないと、次何をしたいのかというのが、わからなくなりますから。当初考えていたものと、かたちと方向が違うものが完成しかねない状態になっています。もう一回、過去の部会の議事録などもあるでしょうから、資料はあるでしょうから、さかのぼって順番にどうにかたちで、今こうなっているのかというのを、点検を急いで直してください。それから、それぞれのコンサルティング等の専門の方々、ピンポイント的にこれをやりなさい、という指示に持っていく。急いでその段取りを組まないと、この前事務局が提示されていた3年から4年くらいでというのは、厳しいですよ。しかも、国庫補助金を使ってやっているということは、待ったなしですから。ぜひ、事務所として急いでください。</p> <p>もう1点、総合力としてあたっていくことは必要ですが、これから先トータルコーディネーターとして、担当の方一人が司令塔になってもらわないと、錯綜すると思います。全部のことを把握して、全部のことをバランスよく見ていく担当の方を固定的にしないと。仕事としてついてもらうのは当然ですが、司令塔を一本にしないと、これだけの事業で、これだけ延びていますから、錯綜すると思いますよ。そのへんを、もう一回検討してもらいたいと思います。</p>
北垣座長	<p>これからの進め方についての、ご意見でした。ぜひとも組織として、しっかり対応してもらいたいと思います。</p>
西形構成員	<p>1-2の資料で、前から感じていたんですが、非常に変形が大きいところほど、変形の領域が少ないです。これは非常に特異な状況にあります。前から少し思っていました。この原因は何なのか。下の影響なのか、という気がしています。そのへんを含めて、検討の材料を揃えてもらいたいと思います。</p>
北垣座長	<p>地盤工学のうえからの、大きなご指摘でした。この点もあわせて、ご検討ください。ほかに、ありますか。この件に関して。この件については、これで終わらせていただいて、(2)へ移りたいと思います。</p> <p>(2) 本丸内堀発掘調査について、資料2のご説明をお願いします。</p>
	<p>(2) 本丸内堀発掘調査について</p>
事務局	<p>それでは本丸内堀発掘調査についてお諮りさせていただきます。資料2というものでございまして、資料2-1, 2, 3の3枚セットになっております。最初に資料の2-2から説明させていただこうと思います。現在、私共といたしましては現天守閣の解体に向けて現状変更許可申請を提出しております、それに対して文化庁から指摘事</p>

項というものをいただいているところでございます。その中の一つとして、内堀の地下遺構の把握、内堀の御深井丸側の石垣の現状及びその安定性を確認するための追加調査を行うべきというご指摘をいただいているところでございます。それを受けまして、昨年、内堀の中の調査を追加的に行いました。それが水色で表示されております、RからVの5地点でございます。昨年度の調査につきましては昨年末の12月に行いました、こちらの部会でご報告させていただいております。その時に合わせまして、資料2-3にお付けいたしました、レーダー探査、ちょうど天守台周りの堀の中をレーダー探査いたしました結果もその時点でお付けしております、その時点でご指摘いただきましたのが、今資料2-3に出ております、天守台の西側にあります、赤いレーダーに反応している部分について、その反応したものが何であるのか、かく乱であるのか、あるいは別の何らかの遺構に伴う部分であるのか、そういったところを確認すること。また穴だとか、かく乱なのか遺構なのかわからない大きな落ち込みと根石を中心とした石垣の接点の所、そういったところを中心にもう少し調査をしたらどうかというご指摘を12月の部会でいただいたところでございます。それを受けまして、私共といたしましては、今年度、そういったものの追加調査を検討しております、これから説明させていただくのが追加調査でございますけれども、今日お諮りする以前の、先日6月22日の全体整備検討会議におきまして、1ページ戻っていただきまして、資料2-2をご覧くださいまして、そこで黄緑色と言いますか黄色と言いますか、でお示した、WからZまでの4地点のT型のトレンチを設定する方針であることをご説明させていただきました。全体整備検討会議ではトレンチの規模が適切なのかどうか、あるいは数が適切なのかどうかといったご意見をいただいたことと、それから最終的な全体整備検討会議のご意見としては、目的を明確にして目的に合った調査範囲・位置で適切に行うことを検討するようにと、ご意見をいただいたところでございます。それを受けまして、私共といたしましては、もう一度検討させていただきまして、お出しするのが今日の資料でございます。その時にお出した資料を改めまして検討いたしましたけれども、やはり赤い帯状の所になっているところに直交する方向のトレンチ、南北方向のトレンチが必要である。それから、それぞれのところでその深い落ち込みなりがあったときにそれと石垣の石の関係を調べておくというのは必要であるということを改めて考えまして、そこから東西方向に延びるトレンチが必要であるということで、改めまして、検討の結果として、4か所T字型のトレンチをということで意見をお諮りする次第でございます。ただ、レーダー探査の方を見ていただきますと必ずしもすべてが帯状という訳ではありません。例えばGの下側にあります、赤いところですと右側の東側の方に反応がなかったりでございますのでそういったところは現状に合わせて、具体的に申しますと、T型の南北方向のトレンチを先に掘って、その状況を見ながら、必要に応じて掘削を行っていくということで、そこで遺構等が見つからなければ、例えば東西方向のトレンチと根石の関係は掘削しないような、不必要な掘削を避けていくという方向で対応していくというようなところで考えているところでございます。また合わせまして、掘削も今回の目的から考えますと、仮に大きな遺構があったといた

	<p>しましても、その遺構まで掘り下げるというものではなくて、遺構の検出をすると、プランを検出したところでやめるというところで、掘削の量を少しでも減らしていく、適切なものにしていくというような案で検討したところでございます。そういったことで、今回予定いたしましたお諮りする調査区といたしましては、図にお示いたしました W から Z までの 4 地点でその詳細につきまして、資料 2-1 の方に規模とそれぞれの地点での目的というものを整理させていただいたところでございます。こういったところで、現在の内堀発掘調査の計画しておりますのでご意見賜れればと思います。よろしくお願いたします。</p>
北垣座長	<p>今のご説明に対して、ご意見がありましたら、お願いします。</p>
赤羽副座長	<p>6 月 22 日の全体整備検討会議で、この発掘調査について批判的というか、懐疑的なご意見が聞かれました。それは、この調査の目的がどこにあるのかということが、不明確、説明不足という気もします。レーダー探査で示された赤い部分の、南北方向で調査をするということが、必要だということは認識しています。一番気になるのは、西側の石垣に赤い部分がかかなり食い込んでいます。下に食い込んできているのではないかと考えると、赤い部分は西側の石垣の健全性を損なうというふうに見ざるをえないです。そこをしっかりと調査するという点で、T 字型を設けるということは、私は正しいと思います。ただ、石垣間際のトレンチの設定は慎重に行うべきというのは、いうまでもありません。この試掘調査そのものが、学術調査ではなくて保存のための調査であるということを、肝に銘じてもらいたいと思います。</p> <p>全体整備では、発掘調査が破壊だと言われている方もいましたが、この調査そのものは破壊ではなくて、保存のために必要なものであるということで、理解をしています。できればもう少し、トレンチの幅が 1m というのが、作業もしづらいでしょうし、土層などを検出、確認するうえで作業しにくいのではと思います。石垣間際でない部分については、もう少し広げても、2m くらいにして、浅いところは 1m とし、掘削は 2m として、2m を 1m、1m に分割して、幅を広げて行うほうが、実効性があると思います。</p> <p>名古屋市は、き損事故でもお話しましたが、試掘調査の範囲が非常に狭いです。こんなことを言ったら怒られるかもしれませんが、もっと試掘調査を大胆にやったらどうかと。もちろん気を付けてやらなければいけないところは、気をつけてやるんですけども。だいたんに調査区を設定して、規模を設定して行ったほうが、実はわかる、しっかりものが見えてくると思います。参考にさせていただければと思います。</p>
事務局	<p>ご指摘は、わかります。ここを検討する中で、現状変更としてはもう少し大きな規模で出ささせていただいて、実際の現場では、状況を見ながら最適な規模のトレンチを設定することも検討していきたいと思います。</p>
北垣座長	<p>赤羽先生が、全体会議の発言の部分を、我々はそういうお話をしつ</p>

	かりと承って、それを調査の現場で活かしていくという意味で、貴重なお話をいただけましたと思います。
梶原構成員	前回の議論を聞いていないので、既出した議論であつたら恐縮なのですけども。この反応の深さは、わかりますか。
事務局	お示している図面で、1.2mのところでは反応していますので、かなり深いところで反応しています。
梶原構成員	でしたら、1mのトレンチでは掘り足りないかと思います。
事務局	ありがとうございます。
北垣座長	ほかに、ありますか。
千田構成員	<p>トレンチの配置ですが、全体会議でもいろいろなご意見があつたということをお伺いしました。まず全体整備検討会議での、位置的に名古屋市のほうで、文化庁からの指導があつて、こういった調査をやりなさいということで、調査をするものですから。そういったところを明確に、目的等を答弁いただいて、全体整備検討会議の先生方、委員の方に、いろいろな疑念が生じないように、しっかり会議運営をしてもらいたいと思います。</p> <p>これも再三お話していますが、各部会と親委員会、部会同士の情報の交換、あるいはどういう議論をそれぞれの部会でしているのかというのは、ほぼ何も知らされていないという状況でずっときています。結果として、この調査のことについてもそれぞれが、すでにかみあわなくなつてきている状況が生じてきていると思います。これについては名古屋市の会議運営が非常にまずいと思いますので、そういったところを是正してもらうことが第一だと思います。</p> <p>先ほど赤羽先生からも、梶原先生からもお話がありましたが、今回のレーダー探査でも、過去のトレンチ調査の中でも見えてきている、かなり大きな攪乱等です。本来なら、特別史跡の内堀の中なので、こういった攪乱があるというのは、ないと思っていたものがあるという状況です。特に対岸側の石垣の健全性に関わる場所に、問題を生じさせている理由のひとつではないかと思います。あるいは、現天守の復元工事が行われたあとの、かなり重大な、特別史跡としてはあつてはならない何かが行われているのではないか。そんなことが、この調査で見えてきました。これを解決しないと、石垣の健全性の判断には支障があるということで、文化庁もトレンチをしっかり入れたうえで判断していこう、というのがいきさつです。</p> <p>例えば、レーダー探査のところも、レーダー探査でしたっけ。地中レーダーでしたっけ。石垣の側だということで、ノイズがでてくることもあると思います。石垣との関わりの中で、この攪乱等がどういうものであるか、というのが一番知りたいデータです。従来、前の石垣部会でも、対岸側の石垣との関係を、非常に危惧していたわけです。レーダーの範囲を、内堀などにしてもらって、事実関係をつかむべきだということは、部会でも議論したと思います。それを受けてレ</p>

	<p>レーダー探査をしてもらったわけですが。探査の範囲が小さくて、対岸の石垣の手前側で止まってしまっており、わからないわけです。そういったこととの関係を知りたいということで、レーダー探査をして、これから試掘、トレンチ調査をしていこうということです。例えば、このレーダー探査の状況を示した資料2-3ですが、一番見たいのは石垣と攪乱等の関係です。どこに攪乱があるかということも、知りたいデータですが。そうすると、肝心なところで、本丸の対岸側の石垣の下のラインがなくなっています。赤い表示がされている、枠のところの、すでに石垣の下のラインが、図で示していない。対面岸側にいったら、橋台があって、小天守の西側の石垣の下のラインですが、トレンチのLとなっている石垣の下のラインが表記されていない。こういう図を、税金を使って製作して、これで何を読み取ってほしいのか。どういう議論を展開してほしいのか。というのが、全然フィットできていないというか。この石垣と攪乱等との関係が、読み取れない図面を作って、部会に提出してきて、これで議論せよ、というのは、もう少し真剣に考えて、説明資料を作ってください、部会で実りの多い議論をしていく。こういったことをすることによって、先ほどお話しした全体整備検討会議で疑念が提示されるとしても、名古屋市としてはこういう意図で、部会としてはこういうことを考えて、文化庁の指導のときちんと考えているという話に、初めて組みたっていくわけですね。その点のところを、もう少し、基本的なこととして考えてもらうということが、ひとつの図面の製作としてもあるのではないかと思います。すいません。お小言のようなことを言うのも変ですが、考えてほしいです。</p> <p>それから先生方からもご指摘のあったトレンチの幅です。これについても、そういったことで考えると攪乱等の範囲であるとか、深さ、あるいはどういう影響を石垣に与えているのか、本質的な価値を持っている名古屋城の内堀の堀底の形状、変遷史。これについては、石垣の修理など、天守台石垣など、江戸時代に大規模な修理が行われていて、そういった修理自身が特別史跡名古屋城としての、重要な歴史的な資料になります。そういったものが遺されている、遺されていないということも含めて、しっかり把握していくことがとても重要なことだと思います。やはり1m程度のトレンチでは、十分な調査成果を上げることが難しいのではないかと思います。そうすると、改めてまた追加の調査でということになり、石垣部会は何をしているんだ、とお叱りを受けることにもなるのではないかと思います。ぜひ再検討をお願いしたいと思います。</p>
宮武構成員	<p>資料2-1にある調査目的と調査手順、方法をだされていますが。先ほどの搦手馬出石垣の修理と、同じようなニュアンスに陥っているのではないかという気がしているのは、当初、どういう順番で調査を始めたかというのを、担当レベルで忘れてきているのではないかという怖さです。今、千田先生が丁寧にお話されたので、あれですけど。そもそもは天守台および御深井丸の石垣の根石部分は、極めて不安定な状況である可能性があるため、その堅牢性を見るためにトレンチを入れていく、ということから始まった。これが赤いトレンチで、すでに済んでいるところ。その過程の中で、一番北側に取り入れられた、上位で水が止まっているという不思議な状況であった。</p>

	<p>これは下底部に何か、ダメージがあるのではないかということでトレンチを入れたら、ゴミ穴がでてきた。しかもこのゴミ穴は、昔のものではなくって、鉄筋コンクリートの天守復元の、昭和30年のときの残骸を叩き込んでいる可能性がある。これをこのままいったならば、天守台の裾まわりの根石自体がえぐられている可能性、御深井丸の石垣の下側にゴミが残っている可能性があるということで、レーダーを入れたところと同じようなゴミ穴の反応がでてきた。実態として、これを放置しておいていいのかどうか。このまま放置していて、石垣自体が持つのかどうかということで、トレンチを入れた。入れた結果、予想以上に巨大な石を叩き込んでいたり、そうではなかったりという両方が見えてきた。同時に、本来天守台の基礎を支える、一番根石を支えている地山の部分も、根切りの部分も、土手の部分も削り飛ばしている部分と、オリジナルで遺っているとりあえず安定している部分と、両方でできた。これも、江戸時代の修理のときにやっちゃった仕事である。こういう不安定要因が、どこにあって、その上に遺っている石垣がどれくらい堅牢でというのを確認していくために、結果、今このトレンチになって。結果、最終的に最も危険認証の高い、赤く反応しているところをきちんと把握して、これからどういう処置で直していくかを検討します、という経過を、どうして全体整備検討会議は理解していなかったのですか。そっちがショックなんですよ。理解をしていたら、そういうあの、のべつ幕なし、破壊という意見がでてきたのが、不思議でしょうがない。ですから、千田先生が言われるみたいに、事務局さんがどういう説明をしてきたのですか、ということです。このまま続けていっても、同じことの繰り返しになりませんか。今後の議論、部会でこうやって検討している課程、わざわざ一覧表を作る必要性もないと思います。それをやってきたのですから。どうして、改めてこういう資料を作って説明をするような局面になったのかということも、考えていただいて。これからの調査の計画や、全体の会議の運営を、と千田先生は言われました。調査の際に目的を見失ってはいけないのが、わかっただら、そのあとどうするの、というのを入れなければいけません。ゴミが入っているのがわかった。具体的にその手立てとして、石垣の根まわりに安定度を高めるために、腰石をまくのか。不安定な一番根石の部分だけ、どうにかするのか。場合によっては積み替えなければいけないのか。ここについては、判定ができなければ意味がないんですよ。その結果の1mトレンチなわけですよ。幅1mのトレンチでもって、次に具体的にこういう処置をしましょうという議論が、できるだけデータがとれるか、どうか。それを考えたならば、もう少し幅広くとらないと、わからないね、という結論になるはずですよ。冒頭の話でいうと、目的がわからなくなっていないですか、というのは、そこなんです。最初からトレンチ1m幅ありきではなくって、本来何のために始めた調査だったのかを思い返してもらったならば、必要な規格は自ずとでてくると思います。もう一回、もし説明で不足している部分があるのであれば、全体会議で周知をされる、諮り直していただかないと、だんだん会議が広がっていくと思います。</p>
<p>所長</p>	<p>先生方から、貴重なご意見をたくさんいただきました。この件については、また全体整備検討会議へ戻して、議論していただくことにな</p>

	<p>ると思います。戻す際に、しっかりこの調査の目的などを説明したうえで、全体整備検討会議と各部会の役割というか、それぞれで丁寧な説明を心掛けていきたいと思っています。</p>
北垣座長	<p>これに関して、ご質問はありますか。</p>
千田構成員	<p>トレンチの実際の調査の順番というか、まず南北方向のトレンチで、レーダーで赤く反応しているところを調べるということで。それがうまくつかめたら、東西方向のトレンチは入れても入れなくても、という説明であったように聞こえたんですけど。本来の目的からいうと、もちろん攪乱の実情をつかむということも大事ではあるんですけど、石垣との関係をつかむことが急務だということを、改めて思い出させていただくと、先ほどの説明が、よかったかどうかということになってくると思います。根石との関係が、根石を押さえている部分がなくなってしまう。それ自身が危なくなっていて、そういうところは何らかの保全のために補強対策をするのか。あるいは保護の重大の場合であれば、解体、積み直しということも考えないといけないことになってくるので。そのデータをつかむための調査だ、ということで検討していただきたいと思っています。</p>
宮武構成員	<p>前回の部会の議論が、でてなかったですけども。今名古屋市で考えの木造天守というか、現況天守の解体の前段階の工事の案として、こちら側のお堀を全部埋めると。資料2-2のトレンチが配置されている、従来心配してきたこの部分だけではなくて、これより南側、本丸の西側の石垣の前を埋めて、という設計で考えているんですよ。そちら側の根石まわりの安定性というのは、今まで議論にはでていなかったことですよね。トレンチもほとんど入れていないわけですが。前回突然、下打ち合わせみたいところででてきて、びっくりしましたけども。このエリアで一番不安定なのは、この下側です。本丸の西側の、図面でいうと、図面から切れている凡例より下側の、この一帯というのが一番不安定です。大正の大水害で、大崩壊を起こした部分の石垣です。今見えている部分は、江戸時代のものではなくて、近現代の風水害で崩れた石垣が残っているわけです。</p>
千田構成員	<p>地震。</p>
宮武構成員	<p>濃尾地震ですかね。どうも1回だけではなくて。南側の隅櫓は、雨水でしたっけ。</p>
千田構成員	<p>地震。</p>
宮武構成員	<p>あれも地震。近現代の天災で崩れ落ちた部分が、そのままむき出しで残っているところがあります。こちら側で一部遺っている江戸時代の石垣にすり付けるために、大きく湾曲しているような不安定な構造で造られている。こちら側に土圧をかけるという設計であれば、腰回りは大丈夫なのかという議論を、これからしなければいけないと思います。</p>

	今事務局でお考えの案は、これだけで本当にいいのか、というのは、どうでしょう。
事務局	内堀を軽量盛土で、重いものではないですけど、埋め戻しをして仮設を建てる計画をしています。その部分についての検証は、当然必要になります。小天守の南のラインくらいまでのところが、埋め戻しをする計画を立てています。N、Y、Vの少し南側くらいまでは、埋め戻しを想定しています。その部分の検証は、詳細に進めないといけないと思っています。
宮武構成員	この南全体ではなくて、このあたりということですか。
事務局	そうです。
宮武構成員	これより上ということ？
事務局	はい。
宮武構成員	<p>ちょうど濃尾地震で倒壊したところの境目あたりを網羅してしまうわけで。そこらへんの安定性というのは、今のところNのトレンチを見ただけですからね。</p> <p>これで追加のトレンチを入れると、また親委員会からお叱りを受けると困るんですけどね。ちょっとここは全体としての方針を、総合事務所として組み立て直してみてください。そのままいくのか。それとも追加として、不安定要素があるのか。今考えられている方法でもって、かわせられるのか。</p>
事務局	わかりました。
千田構成員	<p>埋めて、天守の解体、建設物の足場を造るといふか。構台を造るといふのは、以前から、具体的なことはわかりませんが、方針としてそうだとすることがあったということですけども。今、お話がありましたように、極力軽くするといっても、石垣にも土圧がかかっているといふのは、文化財に与える影響はどうか、という検討は必要になってくるということです。</p> <p>あと天守台まわりの、戦争で旧の木造天守が焼けてしまったあとで、大変石垣が熱を受けて表面が熱劣化し、触ると崩れ落ちてしまうような、厳しい状況にあります。単純に埋め戻して、何かシート1枚を間に入れるといっても、そのままでは石は落ちてきてしまいます。剥離や断裂が進んでしまって、本質的な価値を持つ石垣の保全と両立できないと思います。そこに対しての対策も十分とったうえで、今ご説明のあった工法というのがあり得るかもしれない、ということです。そういった意味でも、こういった必要な範囲を、計画的な、まずは埋蔵文化財としての根石などの状況の調査です。あわせて脆弱化している石垣面を、実際にこういう方法で担保できるという、両方のことがともなわない限り、調査だけしたから土圧がかからないように埋め戻しができることにはならないと思います。そこをふまえ</p>

	て、どうしていくかということを考えてもらいたいと思います。
北垣座長	いろいろお話をいただいています。新たな課題がでてきているのではないかと思います。埋め戻しの範囲ひとつにしても、今までやっていた話と、範囲の点でも広がりが出てきそうということ。十分な説明をしてもらう必要があるのではないですか。
所長	文化庁から指摘事項をいただいたのちには、計画的に調査を進めてきました。前回、RからVまでの5か所について調査を行いました。それで終わりかと思っておりましたが、細かくいろいろなご意見をいただいた中で、今回は新たにWからZまで追加で調査したいと考えています。今日また、いろいろご意見をいただいたので、埋め戻しと工法の関係で、本当にこれで十分なのかについては、精査、検討し、改めてご相談させていただきたいと思います。
北垣座長	今の議題をこれ以上深めていくことは難しいと思います。一応、こういうことでいいですか。
千田構成員	ご説明してもらいましたが、改めて考えられるということでしたが、普通の特別史跡内の大規模な現状変更工事を、内堀を埋めてしまうことを前提に、計画を進められているとすれば、今回予定の令和2年度の調査範囲をすれば、それで全体条件としての、現状変更としての確認が、石垣の、根石まわりの確認が完了するかというと、先ほどの議論を聞いていただいていたら、ご理解いただけると思いますが、埋め戻しの範囲が小天守台の脇のところまでくるとなれば、当然この範囲も、現状をしっかりと確認するということなしに、やはりこの調査をしなければならぬ、となってくるはず。令和2年度の調査範囲の計画は、これからですが、現状変更届をだしていくことになると思います。
所長	ご意見をいただきまして、全体会議で諮ったうえでお出ししているの、まだそういう段階ではないと思っています。部会で改めて協議の場を設けて、ご相談させていただければと思います。
千田構成員	そういうことをふまえて、調査をどうするのか、何が必要なのかを検討してもらいたいと思います。
北垣座長	この議論は、これでおきますが、本丸西側根石まわり天守台被熱等の課題が、それぞれあがりました。全体会議で諮られますよね。そのあたりは、しっかりとご説明されて、それでまた次のステップへということになると思います。 それでは、次の(3)大天守台北面石垣レーダー探査について、ご説明をお願いします。
	(3) 大天守台北面石垣レーダー探査について
事務局	資料3をご覧ください。こちらについては、文化庁へお出しして

	<p>いる現天守閣解体に伴う現状変更申請に対する指摘事項としていただいたものです。文化庁からいただいたものとしては、天守台石垣等の背面等の空隙について、さらに精度をあげて調査をする必要があるのではないか、というご指摘でした。それを受けて、昨年度のうちに先生方のご指導を受けて、外観総合調査と、これまでやってきたデータを見直して、3月20日の石垣部会でご報告しました。そのときに、これまで5mピッチで縦方向に石垣のレーダー探査を入れてきましたが、それだけでは不十分ということでしたので、横方向にレーダー探査をしたらどうかというご意見をいただいたかと思えます。それを受けて、計画したものが今日ご報告する調査です。</p> <p>資料3-2をご覧ください。下段のところに、レーダー探査を行う範囲の図をお示ししています。赤く点線で囲った四角い範囲に足場をかけて、青い直線でお示したところに1mピッチで横方向に。縦方向についても、これまで5mピッチで間があいているところに、追加で行うという意味で、レーダー探査を行います。目的としては、文化庁からご指摘されている石垣の築石の背面に空隙があるかないか、をできるだけ正確に把握することです。それから、ちょうどその範囲が孕みだしているところと同時に、積み替えのラインを確認できるところでもあるので、そこの背面の状況を確認できればということで行います。前回の部会で、西形先生からご指摘がありましたが、周波数を適宜変えて、試行錯誤しながら裏の状況を測るようということでした。資料3-1をご覧ください。手法に書いてありますが、控え長と背面状況の測定によって、レーダー探査の周波数を使い分けます。控え長は900MHz、背面状況は350MHzの周波数を計画しています。それによって、できるだけ正確な把握に努めたいと考えています。</p>
宮武構成員	<p>今のご説明で、修正させてもらいたいです。今、3月の部会で我々が、レーダーが不足しているので横の方向で、とは一言も言っていない。違うでしょう。レーダーが必要で、ということは、資料3-1でも書いてあるように、文化庁の指摘事項を受けたからですよ。そこは間違えないでください。また、全体整備検討会議で、部会がレーダーの調査を追加させた、というふうにとらえられても困りますので。そもそもが、この調査というのが、そちらが昭和の段階で石垣の隙間からモルタルを流し込んで、裏側にコンクリートの塊が残っているのではないかということを見るために、こういうレーダー探査を始めて、ファイバースコープを入れて、隙間から見ようとした。孕みの部分の背面を確認する目的で組んだ調査ではなかったわけです。孕みの具合の背後がどうなっているのか、ということ調べるための目的ではないだけに、不足したわけです。不足していたことを文化庁に言われて、これでは十分ではないから、何とかしろ、というかたちになった結果、部会のほうでこう言われました、という話になるから、じゃあ縦に入れるか、横に入れるか、何本も増やす方法しかないのではないですか、ということですから。この経過を共有してもらわないと、おかしくなります。でしょう。我々がレーダーの調査を追加しろとは、一言も言っていない。そこの確認をお願いします。</p>
事務局	<p>すいません。私の説明が不十分でした。レーダー等の、背面状況の</p>

	<p>確認等が不足しているというのが、文化庁の指摘事項で、それに対して、先生方の指導を受けて外観調査等を行って、3月の部会でレーダー探査を横方向にすることを考えているとご説明したのは、私どもからでした。それを受けて先生方から、それをやるのであれば、こういうことに気をつけなさいというご指摘をいただき、先生方のご指摘を受けるかたちで、という意味で今ご説明しましたが、説明が不十分でした。そういう経過です。</p>
北垣座長	<p>先ほどからいろいろ話がでている全体整備検討会議についても、そうですね。正しい情報をぜひ親委員会へもだしていただかないと、同じような話になってしまいます。本当に気をつけてもらいたいと思います。</p> <p>ほかにありますか。西形先生、ありますか。資料3につきまして。</p>
西形構成員	<p>今は、そう大きなものはないです。この工事の課程で、基本的には先ほどのご説明のように発砲スチロールで押さえた形状、北面のふくらし場所の裏側の状況が気になるということで、詳細な調査をする。お話を伺うと、裏側からの水面の位置など、水の関係ですね。そういうのもあわせて検討する必要があるのではないかと、というお話も少し聞いていましたので。これは近々行われると思いますけど、この調査を最後に、石垣の裏の状況を確認したい、ということだと思っています。</p>
宮武構成員	<p>西形先生にお願いですが、事務局にも聞いていてもらいたいです。石垣の孕んでいる背面が、空洞がある場合と、孕んだ部分に裏栗がぎっしり詰まって前にでていたパターンと。想定されるのは、そのままの状態でも不安定な部分というのは、要素があるわけですが。何もしなければ、保つか、保たないかという議論が、まずひとつ。発砲スチロール材の問題もありますが、前から一回加圧して、外すときの反発が怖いわけですね。それに対して、2種類のパターンのときにどういことが想定されるかということに基づいて、データについても、ここに注意してこういう入れ方をしなさいと。こういう反応が出てきた場合には、これが想定できるから。という指導をしていただいたほうが、2度手間、3度手間にならないかなと思います。そのあたり、いかがでしょうか。</p>
西形構成員	<p>難しいところなんですけども。私の思っている感覚としては、押さえ盛土が発砲スチロールであるということ。石垣面に対して、石垣面への影響はほとんど力が、施工中ですね、かからないのではないかと。非常に楽観的な見方かもしれませんが。それほど大きな力がかからないであろうと思っています。押さえたことによるリバウンドによる変形も、それほど大きくないだろうと。押さえたことによる変形も、それほど大きくないだろうと。ただ問題は、宮武先生が以前からご指摘されているように、焼石等の表面が劣化した石です。これに対する損傷といえますか。その可能性がまだ、残されていると思っています。</p> <p>もう一度言いますと、今回用いる押さえ盛土による石垣への影響というのは、あまり大きくないだろうと思っています。</p>

<p>宮武構成員</p>	<p>通常の状態、なんとかこの孕み部分は、これからも押さえていきたい。遺していきたい。大天守台で唯一のオリジナル部分で、加藤清正が築いた初期の段階の石積み、せつかく遺っている部分が孕んでしまっているわけですね。このレーダー探査の結果も受けて、例えば、より堅牢性を高めるために、間にアンカーを入れたりとか、そういう補佐的な技法について検討することが必要だと思います。工事をする、しないに関わらず。必要性が、あるのかないかも、判断するためのデータは、見てもらいたいですね。何もなくていいのか。別に、第2次的な補強のかたちでもって、今の安定度を高める方策がでてくるのか。それに向けてのレーダーの取り方を、お願いしたいところがありますけども。</p>
<p>西形構成員</p>	<p>そういうことも、かつてはあったかと思えますけども。現在、重ねて調査をする主な目的としては、多分、この状態で大丈夫であろうと、いうことを確認するための調査。どちらかという、そういう意味合いのほうが強いのではないかと、現在思っています。</p>
<p>北垣座長</p>	<p>この件に関して、ほかにありますか。 それでは4点目、二之丸地区の発掘調査について、ご説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料4をご覧ください。A4の資料が3枚とA3の資料1枚になっています。こちらについては、第31回全体整備検討会議に令和2年度の事業予定として、お示しした内容です。</p> <p>資料4-1について、ご説明します。発掘調査の目的については、当該地区においては、特別史跡名古屋城跡の二之丸南部の保存活用を目的とし、地下遺構の残存状況を把握するための試掘調査を、平成30年度より行っています。また、特別史跡名古屋城跡保存活用計画（平成30年度）では、二之丸の整備の考え方を、愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転を見据え、名勝および特別史跡にふさわしい整備を行うもの、としており、今後はこれに基づき、遺構の保護の観点から特別史跡の告示をめざしていくとともに、保存活用に関する基本構想を策定する方針であることから、それらに対して、今回の調査成果を基礎的な資料とするという側面もあります。このような中、令和元年6月に愛知県新体育館基本計画が公表されたことから、当該地区への関心が従前に比べ高まっている状況です。</p> <p>次に、調査にあたっての手続きについてです。こちらは、周知の埋蔵文化財包蔵地であるため、文化財保護法第99条第1項の規定による地方公共団体の発掘調査として実施し、その調査内容を愛知県教育委員会、現在は愛知県県民文化局に報告しています。特別史跡の未告示地区であるので、以前に行った文化庁との協議をふまえ、特別史跡における現状変更許可申請に準じた取り扱いを行うこととし、市文化財保護室で協議書を受け、それに回答するかたちをとっています。</p> <p>補助事業については、二之丸地区の発掘調査は、今後の保存活用を目的とした、内容把握のための試掘調査と位置づけ、国の補助事業、市内遺跡発掘調査で採択されています。</p>

	<p>スケジュール、これまでの経緯と今後に予定については、愛知県新体育館は令和元年度に、新体育館の基本計画が公表され、令和7年度に共用の開始を予定されていると聞いています。そのため現時点では、二之丸の保存活用のための小規模な発掘調査、試掘を行い、遺構の現存状況を把握しています。今後は、そのうえで試掘調査の成果を検証し、必要に応じて追加の2次調査を行いたいと考えています。それらの成果を基礎資料として、二之丸の方向性の検討や課題の整理を行い、基本構想への策定へとつなげ、これらの調査、検討成果や基本構想に基づき、さらなる発掘調査を行っていきたいと考えています。</p> <p>資料4-2以降については、平成30年度と令和元年度の調査箇所、令和2年度の調査予定について、お示ししています。資料4-2をご覧ください。①から⑤が平成30年度の調査地点で、⑥から⑩が令和元年度の調査地点です。赤字でお示ししている⑪から⑮が令和2年度の調査予定地点です。</p> <p>平成30年度と令和元年度に行った試掘調査の結果を、ご報告します。資料4-3と4-4をご覧ください。写真1のトレンチ3では、上面が平坦な四角い石を検出しました。1基のみしか確認していないので、詳細は不明ですが、二之丸御殿の礎石と推測できます。御城御庭絵図と照らしあわせると、二之丸御殿の奥向きにあたる部分かと思われます。写真2のトレンチ4では、花崗岩の石列を検出しました。トレンチ4の周辺には、兵舎があったことがわかっていますが、検出した花崗岩の石列は、建物の基礎としては掘り方が浅いので、兵舎に属するなんらかの施設の一部かと思われます。写真3のトレンチ7では、蓋石を伴う南北に走る土管を検出しました。この土管は常滑焼の半裁管で、明治のものであると考えられます。写真奥に写っているのは、铸铁管で、陸軍期のものと思われます。写真4のトレンチ10では、東西方向の溝を検出しています。プラスチックやビニールのものが見られるため、この溝が現代まで機能していたことが判明しました。この東西方向の溝に切られるかたちで、南北方向の暗渠を確認しています。暗渠からは特に遺物はなく、時期は不明です。暗渠の写真でいうところの右側で、南北方向の暗渠に切られるかたちで、瓦が配置されたところを検出しています。検出段階で棧瓦が見られたため近世の遺構と判断し、南北方向の溝も近世の可能性が高いと判断しています。</p> <p>これまでの1次、2次の試掘調査では、調査面積が小さいので、遺構の詳しい、正確なことは判断しかねますが、近世の遺構が確認できた地点だと思っています。一方で、近現代の攪乱が多いので、改変を受けているということも明らかになりました。今年度の調査では、資料4-2をご覧ください。トレンチ⑪と⑫では、保全関連の遺構の確認、トレンチ⑬から⑮では御城二之丸図で、馬場とされている地点の遺構の確認を目的に調査を行います。最後にトレンチ⑬では、先ほどご説明した、トレンチ⑩で確認した南北方向の暗渠の延長を確認すること。トレンチ⑮では、現在上に排水用の樋がありますが、その延び方も確認することも目的としています。</p>
北垣座長	ご意見などがありましたら、お願いします。

千田構成員	これまでの、既存の調査の説明は、既存のものでありますから、それはそれとして。令和2年度の調査について、します、という断定した説明でした。あなたは、この意味がわかって説明していますか。部会で、新議題、議題ででてくるわけですね。それは、どういうつもりで説明しているのですか。
事務局	今回、この部会でお諮りするものでしたので、私もそのへん少し欠落していました。申し訳ありません。
千田構成員	揚げ足というか、申し訳ありませんが。結局、ずっと繰り返し同じことを言っているんですけども。名古屋市総合事務所として、どういうふうに調査計画を立てていくのかということ、どういうふうに手続きをふんで、現状変更をだしていくのか。それを調査していくのか。そここのところの理解が、き損のところの話もそうでしたし、二之丸の調査についてもそうですが。総合事務所内で共有、何をどうしないといけないか、こういうことでこれをしなければいけない、必要なことができていないのではないのでしょうか。今年度から石垣・埋蔵文化財部会ということで、特別史跡に関わる追加の指定を含めて、こういった埋蔵文化財の調査について、しっかりとした部会の審議を経たうえで計画を立てる。その評価をして、それを、この場合は追加の指定につなげていく。そういった仕事のフローの中で、今過去の部会の、石垣部会に関わる審議内容ではなかったもので、過去こういう調査をしてきて、それをふまえて今年はこの調査をしたい。それを含め、こういうふうに考えている。だから、この場所にこういうふうにトレンチを設定する。というご提案をいただいたうえで、それをこの部会で審議して、それでいきましょう。あるいは、こういうふうに設営しましょう、ということで、その結果を親委員会に挙げてもらったうえで、文化庁へ現状変更申請をだしていく。そういう手順の中で、仕事をしてもらっています。そういったことをしっかり意識してもらったうえで、資料を作る、説明をする、審議をするということをしていく。それを親委員会に持って行って、報告する。そこでも、ご議論してもらおうということ認識されないと、これを何のために議題としてだしているのか、という意味が、聞いているすべての人がわからないということになります。そこは、十分認識してほしいです。
宮武構成員	この石垣部会が、埋蔵文化財に関する審議という部分も直接として、全体からでてきたわけです。そこで、私のこだわりでいろいろ、これについては事前にお伺いしました。お尋ねしたいのが、99条で出されている記載に、申請者、これは総合事務所長、教育長からだしている。
文化財保護室	調査の実施主体としては、名古屋市総合事務所が調査を実施しています。自治体の調査ということで、教育委員会が全体を把握したうえで、教育委員会から愛知県さんへご報告しています。
宮武構成員	事務的な手続きとしては、総合事務所が計画をして、着手届け自体

	をいったん本庁の文化財保護財室で受けて、副審のかたちではなく文化財保護室が事業主体として、書類上、申請者としてだしているのですか。
文化財保護室	この件については、調査区域が小さいので、事後報告というかたちで我々のほうから、名古屋城から受けた状況を愛知県へ伝えていくこととなります。
宮武構成員	確認結果報告についても、同じ経由ですか。確認調査が終了して、県に出す確認結果報告書も同じ手順ですか。
文化財保護室	同じこととなります。
宮武構成員	なぜこだわるかという、き損事件の再発を防ぐためです。本当に、本庁の文化財保護室が、チェックの機能として働いているかどうかの確認がしたかったんです。申請者が教育委員会で、実際に調査するのが総合事務所なら、だれがチェックするのですか、ということです。ただ単に書類だけ行って、またスルーしてというのは、き損事件のパターンと同じですよ。大丈夫ですか、ということをお前の部会でお話しましたが。今回については、ディスカッションをされたうえで、文化財保護室からだしているという理解で大丈夫なんですね。
文化財保護室	ご指摘のとおりとなります。
宮武構成員	チェックをしていかないと、前回のき損の話で気になったのが、今の問題を全員に投げかけても、答えられる人がひとりもないという状況は、なぜですかという話です。ひとりも答えられないんですよ。わかりません、ってどういうことですかってことですよ。これが、き損事件を起こした根底ではないですか。担当の方が、何の法的根拠に基づいて、どういうプロセスでチェックしてというのは、把握しておかないと、同じパターンがまた起きるよ、ということです。おかげでこういうふうな法制に基づいて、県とディスカッションして、整理が行き届いてきたのでしょうけど。県にお願いしておきたいのは、政令指定都市に対する県としての対応は、ほかとは一般的にはできないわけですけども。少なくとも99条があがってきているということは、県でも調査内容については、チェックをする責があるということです。それを見てください。
山内オブザーバー	愛知県としても、今までの届け出の方法が法令上で間違っているという認識ではなく、法に則って適切に行われていたと思います。そういったところに関して、改めて愛知県でもチェック機能をしっかり果たしていきたいと思います。届け出自体、地方公共団体による報告の話になりますので、教育委員会でも問題はないということは、確認はしていますけども。今後可能であれば、調査主体である名古屋城調査研究センターから提出してもらい、名古屋市さんでまとめるというかたちが望ましいのかな、という話は県の中でもしています。今後、名古屋市さんとお話をして、適切な方法で処理を行っていきたい

	<p>と思います。</p>
宮武構成員	<p>それが一番確実な気がします。念のため、いくつかの政令指定都市の方に、お話を聞いたんですよ。さらに珍しいパターンで。というのは、土地自体は公有地ですね。周知の埋蔵文化財包蔵地ですから、史跡の保護でしかすぎないわけです。本来、文章でも保存活用のためと言っていますけども。整備の対象になるのは、史跡指定の既存地ですから。周知の埋蔵文化財包蔵地は、整備は補助金で行わないですから。さらには、体育館を動かすという開発行為も一部担っている。追加指定をしたい。調査をするのが土地の持ち主であって、開発を行うのが名古屋市となると、このパターンは何に基づくのであろうと。実際に、これまでではないです。全国的に。それだけに慎重にしていかなないと。一番危惧するのは、ここに書いてある保存活用を目的として、補助金でトレンチを入れながら、次の瞬間には開発行為にすり替わっていきますから。体育館を動かすときに工事の掘削がありますよね。それでも整合がとれればいいですが。記録保存はあり得ますよ。周知の埋蔵文化財の土地だから。史跡ではありませんけどね。最悪なのは、史跡候補地なのに、記録保存をやったうえで、残った部分だけ史跡で追加するということがあり得ますよね。そのためにトレンチ調査を、市内遺跡として補助金を使ってやるということですよ。これ、県は聞いていて怖くないですか。想定するストーリーに基づいて動いていかないと、バックできませんから。もう2か年も調査していますから。</p> <p>具体的に言いますと、これから検討してもらいたいのはまず、こういう市内遺跡というのは本来埋蔵の、開発に対するものが主体ですけども、史跡に追加したいからやっている調査なのか。それとも体育館を動かすにあたっての残存状況を把握するための、工事を見越しての事前調査なのか。史跡指定にするために、遺構がどれだけ遺っているかを把握する調査なのか。3つをごちゃ混ぜで行ったらだめですよ。通常だったら、城だけでやってくださいという話でもありますから。なんでもてんこ盛りにせずに、交通整理をして、この調査はこうです、と明確にしたうえで、トレンチのあけ方はそれぞれ違うわけですよ。史跡にするのであれば、発掘はしない。プランだけだして止める。最低限のことをするとすれば、開発を前提としているものなのか、保全を前提しているものなのか、で変わってくるわけです。それぞれの目的を明確にふまえて、整理し直したうえで、こういう調査のかたちというひな形を、内部でディスカッションしてみてください。そうしないと、事故につながります。</p>
北垣座長	<p>特に今、県からもお話がありましたこと、しっかり名古屋市として調整をとってもらって、次からこういうかたちでいくということをしてもらう必要があると思います。</p> <p>それから資料4-2の発掘調査の範囲について、いろいろご説明がありました。赤の⑪から⑮の令和2年度の調査予定地点とあります。⑪、⑫というところは、二之丸の庭園に入っているところですか。違うんですか。ちょっとわからないですけど。</p> <p>体育館の話は今のようなことで考えていく。これは、どういうふうに考えていくべきですか。二之丸庭園のほうと、下側の解体予定の体</p>

	<p>育館のところと、これ両方にまたがっていますね。これでいいのですか。</p> <p>どっちかという、交通整理が必要ではないのですか、ということです。</p>
宮武構成員	この図面の中に、史跡が入っていないでしょう。
事務局	名勝になっています。
宮武構成員	名勝に指定されているから、特別史跡には入っていない。
千田構成員	①⑥⑪⑫の範囲は、特別史跡内か、史跡内ではないか。地図を見れば、わかると思います。
文化財保護室	未告示地区になっています。史跡ではないです。名勝としての二之丸庭園のエリアから外れています。
北垣座長	いろいろお話を聞いていると、未整理の部分があるようです。今日のこの会議において整理できるところと、見せるところをしっかりとわけてもらって、次回からきっちり行ってもらわなければならないと思います。
千田構成員	今年度が、⑪からのトレンチをやることになりましたが、資料4-4の表3、馬場の関連の調査についてあります。これについては、この部会で審議を尊重してもらわなければならない。それをふまえて特別史跡として調査をしていくということであれば、この図で示すような、関連の資料、絵図等の関係で、こういうことをしていったら、この範囲のトレンチを入れることになる。というところをしっかりと示してもらわないと、これらの審議のしようがないですね。調査区の小さな図面で、このあたりを掘りますという以上には、何もわからないです。今回、部会で、今年度の調査計画はこれでいいです、とはいかないと、個人的には思っています。
所長	千田先生のご意見は、ごもっともです。今回、もともと報告で予定していた議事でした。二之丸地区の発掘調査を初めて部会でご審議いただける案件でしたから、従来のスキームで報告する予定でした。改めて、調査区域をお示しできる図面をつけたうえで、部会にお諮りしたうえで、全体会議に戻していきたいと考えています。
千田構成員	そこが大問題で、最初は報告でだそうとしていたということが、どうということなんですか、という話です。そのために、今年度から組織を新しくして、石垣・埋蔵文化財部会ということで、城内のこういった埋蔵文化財の保護について、従来親委員会から十分検討ができていなかった、十分審議できていなかったということがあって、き損事故などいろいろなことが起きたことをふまえて、しっかりと審議する仕組みを作ったわけです。まずは報告でということではなくて、しっかりと審議して、きちんとした調査をしていくんだ、ということ

	で、繰り返しになりますが、組織としての意識を改めてほしいと思います。
所長	議事の扱いについては、十分注意して取り扱っていきたいと思います。
北垣座長	先ほども言われたように、石垣・埋蔵文化財部会で審議することになっているわけです。また、総合事務所は調査主体、実際の調査は調査研究センターでといった位置付けでしょう。その一つひとつが極めて重要な内容を含んでいます。それは、しっかりと分ける部分は分けて、改めて次回、整理されて、審議になるようなかたちで、もう一度だしてください。
千田構成員	直接の名古屋城のことと、直接かはわかりませんが、県の体育館が移動するというので、それが北側の名城公園の中にということを伺っていますけれども、名古屋城総合事務所の方も言われていましたけれども、大きな、江戸時代の庭のあった場所で、現在、埋蔵文化財包蔵地に指定されているかはわかりませんが、やはり十分な調査が必要だと思います。検討をしていただいて、適切な調査や文化財保護の体制を整えてもらいたいと思います。
北垣座長	では次に 4 の報告について、先ほどの追加報告も入れて、簡単にご説明ください。
	6 報告 二之丸庭園の発掘調査について
事務局	報告事項と、最初にお話ししたき損事故のその後について、ご報告します。 二之丸庭園発掘調査については、名勝庭園内ということで、庭園部会でご審議されている内容ですが、今回ご報告します。資料 5-1 をご覧ください。今年度の発掘調査予定についてです。庭園の発掘調査が、旧名勝指定範囲である西側を中心に、遺構の確認を目的とした調査を行ってきました。今年度の調査では、庭園の全体像を把握するために、二之丸庭園の境界を確認することを目的としています。江戸期の庭園内部と外縁部、または二之丸御殿との境界には塀が築かれていたことが、御城御庭絵図など読み取れます。塀跡や門跡の遺構の状況を確認したいと考えています。 塀跡がトレンチ①の少し西側から始まり、トレンチ②で南へ送って、トレンチ③で東へ送って、庭園を囲むようにあり、トレンチ⑫のあたりで切れると想定されます。塀の 1 辺につき、最低 2 か所のトレンチを設定していきます。トレンチ①から④は、庭園の内部と二之丸御殿との境界である南池端側と南側の境界の確認。トレンチ⑤から⑦は、庭園内部と外縁の境界による東境界の確認です。トレンチ⑧から⑪は、北境界の確認。トレンチ⑫は西境界端の確認を目的としています。トレンチ⑬については、東庭園の地下遺構の確認を目的とし

	<p>ています。このあたりには、明治期の兵舎と兵舎の間の空閑地にあたる場所で、江戸期の庭園の遺構が遺っている可能性があります。飛び石などや、地盤の高さを確認したいと考えています。</p>
北垣座長	<p>ご意見などはありますか。</p>
宮武構成員	<p>庭園部会もまだでしょうから。純粹に質問です。ほとんど多くのトレンチが、境界線の確認となっています。境界が確認された暁には、それに基づいて何らかの整備に連動していく計画なのですか。</p>
事務局	<p>江戸期の庭園の外郭を確認することによって、庭園全体の地形の検討に活かしていこうと考えています。</p>
宮武構成員	<p>境界線というのは、具体的に塀や垣根など構造物によって構成されているものですか。遺構として視認ができるということは、何らかの建造物があると思いますが、それを復元していく考えがあるのですか。</p>
事務局	<p>塀跡の復元を考えています。</p>
宮武構成員	<p>整備のほうに、そのあと連動していくということですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
梶原構成員	<p>お堀の中の発掘を含めて、例年、どれくらいやっているかわからないですが、たくさん発掘があるような気がします。史跡と名勝の範囲も違うし、広さも全然違うところ、部会も違うということですが、おそらく掘るのは名古屋城総合事務所さんだと思いますので。ある程度、全体の中で優先順位を決めながら、適切なマンパワーの投入をされないと、どっかでまた破綻するということになってしまいますので、そのへん十分に気をつけてもらいたいと思います。</p>
西形構成員	<p>先ほどの宮武先生からのご質問も含めて、天守の石垣の裏側の状況、影響、あるいは内堀への影響については、数値解析の結果があったと思います。その内容が、石垣部会にどれくらいでているか、よくわかりませんので。新たなレーダー探査が済んだときでもいいので、数値的なデータも含めて、影響の度合いなどについて、詳しい説明をされると、わかりやすいかなと思います。ぜひ、そのへんの資料を揃えてもらって、説明をお願いしたいと思います。</p>
北垣座長	<p>最後に、き損の追加のお話がありましたね。お願いします。</p>
所長	<p>き損事故の経過について、改めてご報告します。前回の6月18日の部会で、先生方からいただいたご意見を基に再発防止対策の案を、22日の全体整備検討会議で改めてお示し、ご了承いただきました。了承されたものについて、6月26日に文化庁を訪問し、文化庁へご提出しました。文化庁からは、名古屋市は全国が注目する大きなプロ</p>

	<p>ジェクトも控えているので、再発防止対策をきちんと実行して、二度と今回のような過ちを繰り返さないようにしていただきたい、というコメントをいただいています。</p> <p>今後は城内のすべての調査、整備について、文化財保護法に則り、万全を期していきます。西之丸き損地点ほか、発掘調査について現状変更許可申請をしているところです。この許可が認められれば、速やかに調査に着手し、結果をふまえて修復の方針を定め、全体整備検討会議のもとで、慎重かつ丁寧にき損地点の修復および遺構表示の見直しを含めた、西之丸地区の設計変更を進めていきたいと考えています。</p> <p>また文化庁からは、現天守解体に係る指摘事項についても、一つひとつ慎重に整理を行い、整備の準備の整ったものから地元有識者のご意見を聞きながら、き損地点の修復等と並行しながら検討を進めていきたい、と考えています。全体整備検討会議との関係の中で必要な調査等について、引き続きご意見、ご助言をいただきたいと考えています。</p>
宮武構成員	<p>重要なことを言われていますよね。天守台のもろもろの検討については、地元有識者の意見を聞きながら、検討を進めたい、ですか。検討を進めてよろしい、ですか。文化財保護課長は、どう言われたのですか。今の言葉、大切なことですが、主語と述語がよくわからないのですが。</p>
所長	<p>今回、再発防止対策をお持ちしたときに、直接そのことについて話題になったわけではないです。もともと文化庁からの現天守閣に関わる指摘事項については、文化庁からもお願いしている事項なので、この件と並行しながら進めてもらってよろしいということは、文化庁の調査官の見解という形でいただいているところです。</p>
宮武構成員	<p>き損問題や、搦手の馬出などもろもろ解決していない問題と並行して、天守台、現況の鉄筋コンクリートの既存天守の解体に向けた、その議論は有識者とともに、整理がついたものから議論を進めていただいでかまわない、ということをはっきり言ったんですか。</p>
所長	<p>そういう認識です。そういうこともあるので、今日、本丸内堀発掘調査、天守台復元のレーダー探査について議事をしているところです。ご理解いただけると幸いです。</p>
宮武構成員	<p>あいまいにすると、これから先の部会の機能や、議論の仕方が変わってしまいます。そこは、議事録で残しておいてもらわないと困るというのは、そこで。親委員会が、整理されているわけではないですか。部会で、こういう内容を報告したということをお話するのでしょうか。今のは確認しておくべきことだと思います。</p>
北垣座長	<p>もう少し、わかりやすい表現はありませんか。</p>
所長	<p>並行して進めていただいで結構だ、ということがすべてだと思います。</p>

	ます。
赤羽副座長	名古屋市は、市長さんも何回か文化庁へ行って、コメントをだされています。正しいかどうかはわかりませんが。そういったかたちで、これでは、並行して検討を進めていただければ結構という、認識です。ということですが、認識というのは文化庁が認識しているのか、名古屋城のほうで認識をしているのか。そもそも認識というのは、どういう意味なのか。認識しているというのを、いろいろなところで使われるので、難しい言葉なんですけども。認識しているというのは、どちらが認識しているのでしょうか。
所長	この間の文化庁とのやりとりの中で、進めていただいて結構ということで、双方が理解しているということです。
宮武構成員	双方が理解している。
赤羽副座長	改めて言いますが、きっちりしたやりとりを、文化庁の第2課長とお話をされた記録を、とっているのか、いないのか、国でも問題になっていますけども。そんな低レベルの話ではなくて、名古屋市はきちんとやっているんです、という意味もこめて、文化庁とのやりとりをしっかりと文章として残して、提示してもらいたいと思います。
北垣座長	この件については、これで終わらせてもらいます。
千田構成員	インターネットで拝見したんですが、名古屋城のプロポーザル方式、何方式でしたっけ、竹中工務店さんが天守の復元に関してしておられるわけですけど。竹中工務店さんは、今日来ておられますか。来られている。室長さんが、ホームページで、ネット上の何かで見たんですが。天守については、竹中工務店さんの素晴らしい技術が、史実に忠実にできるということでもありますね。いろいろなことを述べられていて、おおとって拝見しました。その中で石垣について、竹中工務店さんが事実関係をまったく正しく認識していない、ということがわかりました。文化庁から指摘されている、石垣に対して調査をしなければいけなくなったということ、室長自ら述べられていたが。それについては、名古屋城総合事務所には、石垣部会は非常に早い段階から様々な懸念や、その懸念を解決するための目的の調査が必要だということ、かねがね指摘をしてきた。そういうことを議論してきた。その中で竹中工務店さんや、当時の名古屋市さんが、それを汲むことなく文化庁に対して天守の解体、現状変更許可申請をだして、文化庁から許可されなかったというのは、継続審議というべきでしょうか、いずれにしても許可が得られなかった実態として、そういう経緯にあるということは、真実に照らして、そういう経緯でありますので。名古屋城総合事務所ではありますが、一緒にプロポーザル方式で、一緒に仕事をしている竹中工務店さん、名古屋城の天守の復元の実際の責任者である市長さん、それに関わる主要な竹中工務店の職員さんが揃って、そういった事実関係を正しく把握していない発言をホームページ等、竹中工務店のホームページではな

	<p>かったと思いますが、だしていかれるというのは、望ましくないことです。それについて、名古屋市側としての、名古屋城総合事務所としての、竹中工務店さんと連絡を密にとっていただいて、例えば名古屋城に関係する竹中工務店の情報だしについて、名古屋市側は何も知りませんでした、と。それについては、竹中さんはなんでも自由に言うんです、という話で本当にいいのか、どうかです。竹中工務店さんの認識、意識が、部会への著しい軽視というのが、如実に表れているわけですが。そういったことについても、留意していただきたい。非常に多くの方が、ネットを通じて読まれるわけですから。今後留意してもらいたいですし、竹中工務店さんと、よくその点について話し合っていたら、こういうことが繰り返されないことをお願いしたいです。</p>
北垣座長	<p>今日は、これで事務局へお返しします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。最後に、本日の議事をまとめさせていただきます。</p> <p>細かいご指摘をいただいておりますが、結論だけ整理いたします。搦手馬出周辺石垣の修復についての議題については、お示した資料に逆石が表現されていないなど、不十分なところがありました。資料を修正して、もう一度お示すようにというご指摘でしたので、次回以降、資料をご用意いたします。あわせてこれまでの経緯や、時系列的に整理してお示しすること。担当を固定して事業にあたっていくこと。大きなところで、そういったご指摘をいただいたと思っています。</p> <p>2番目の本丸発掘調査については、今回議事としてお示した調査区についても、ご意見をいただきました。加えて、最後のところで、今後内堀に予定している工事との関係についても調査が十分なのか、というご指摘でしたので、検討いたします。今回お示した調査区に加えて、そちらのところの取り扱いをどうするか、もう一度検討し、改めて議事としてお出ししたいと考えています。</p> <p>3番目の大天守台石垣のレーダー探査については、結果等を数値のデータとして提示するように、というご指摘をいただきました。こちらについては、今日、ご了解いただけたと理解しており、順次進めていきたいと思っています。このあと、全体整備検討会議にもう一度お諮りすることになるかと思っています。</p> <p>4番目の二之丸地区の発掘調査について、制度的な面をしっかりとやるようにということ、審議していく体制をしっかりと理解するようにというご指摘でした。今回お示した、今年度予定している調査についても、次回以降改めて詳細をお示しして、お諮りすることです。調査については、今回ご審議をしていただいたということではなくて、次回以降とさせていただければと思っています。</p> <p>簡単ではありますが、今日いただいたご意見を整理させていただきました。よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。以上を持ちまして、本日の石垣・埋蔵文化財部会を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。</p>

--	--